

三重県食の安全・安心の確保に関する条例 「出荷の禁止」に関する説明資料

【目次】

- 1 趣旨
- 2 「出荷の禁止」の概要
- 3 「出荷の禁止」とは
 - (1)「出荷」とは
 - (2)直売所における出荷と販売の考え方
 - (3)条例において出荷が禁止される農林水産物とは
 - (4)具体的事例
- 4 条例の対象となる「生産者」とは
- 5 立入調査等
- 6 措置勧告
 - (1)措置勧告が行われる場合
 - (2)釈明及び証拠の提出の機会の付与
 - (3)措置勧告の実施方法
 - (4)措置勧告の公表
- 7 出荷の禁止に関するQ & A
- 8 連絡先・問い合わせ先

1 趣旨

三重県食の安全・安心の確保に関する条例（以下「条例」という。）の第23条において、「生産者は、食品衛生法第13条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。」と規定されています。

農薬や動物用医薬品、飼料添加物（以下「農薬等」という。）の使用については、「農薬取締法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づいて、使用できる種類や基準が定められ、違反して農薬等を使用した場合は罰則が科せられることとなっています。

違反して農薬等が使用された農林水産物については、食品衛生法の定める基準又は規格に反するものであれば、食品衛生法によりその農林水産物の販売・加工行為等が規制されています。農林水産物においては、販売以前の段階として「出荷」という行為がありますが、食品衛生法では出荷については規制されていません。

本条例においては、食品衛生法では規制されない「出荷」を禁止することにより、県民の健康への悪影響や健康被害の発生・拡大を未然に防止し、食の安全・安心を確保することを目的としています。

「出荷の禁止」の規定は、平成21年7月1日から施行されました。生産者の皆さんもこの制度の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

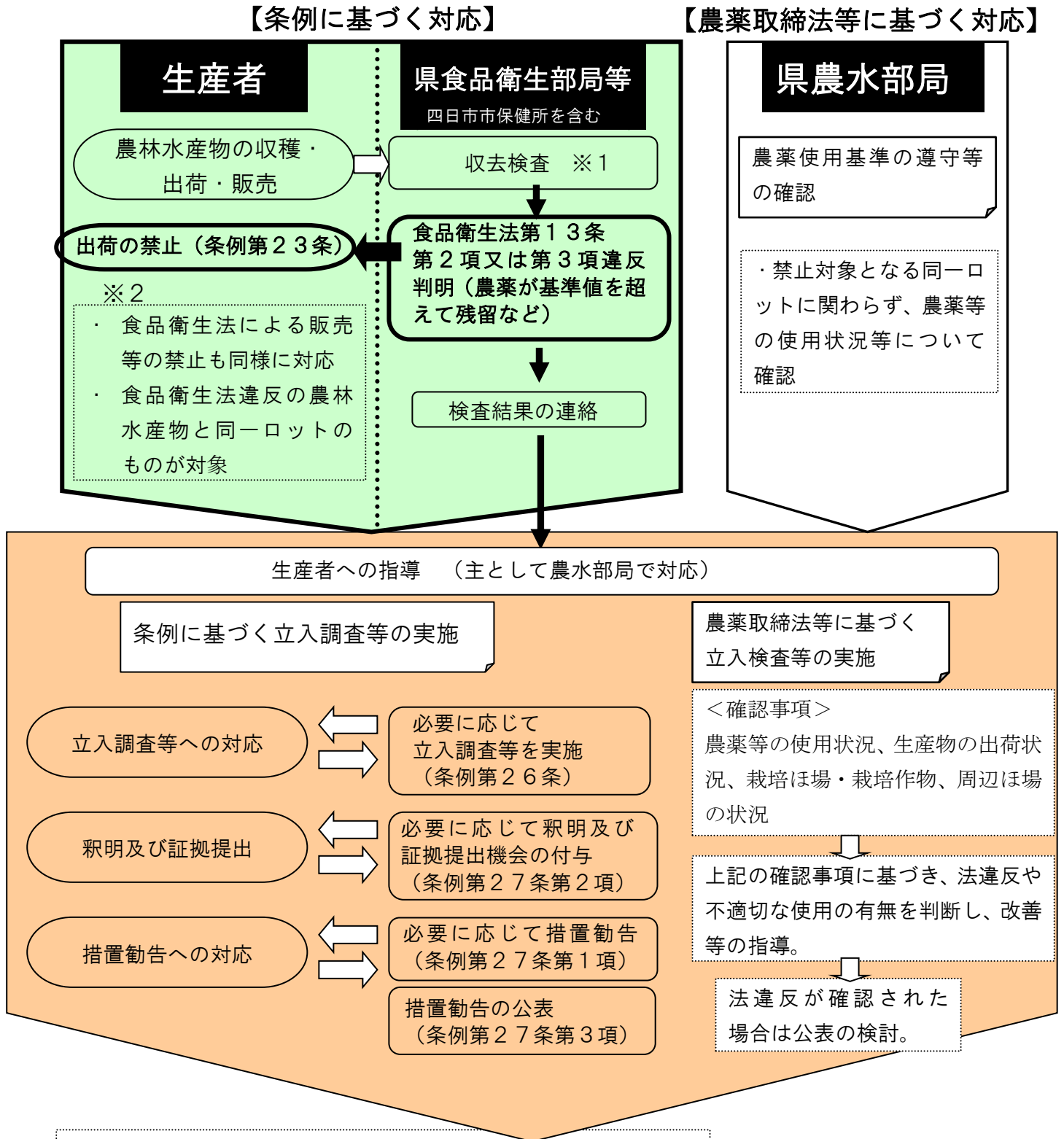
「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」

（平成20年6月23日公布・施行（規制条項にかかる規定は平成21年7月1日施行））

食生活を取り巻く環境の変化や食に関するさまざまな問題の発生により、食の安全・安心確保に対する要請が強まっていることを受け、県民の健康の保護、食品関連事業者と県民の信頼関係の構築、安全・安心な食品の供給及び消費の拡大を目的として、平成20年6月に条例が制定されました。

食の安全・安心確保に関する基本理念を定め、県の責務、食品関連事業者の責務、県民の役割を明らかにし、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための規定を定めています。

2 「出荷の禁止」の概要



【同一ロットの生産物の取扱いについて】

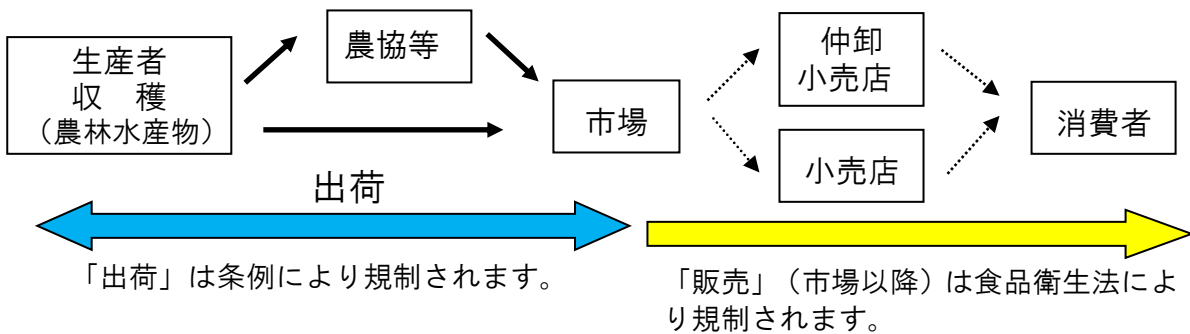
条例に基づき出荷禁止となる生産物 → 自主廃棄

- ※ 1 「収去検査」とは、食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が製造施設や販売施設から食品等を抜き取り、検査することです。
- ※ 2 条例23条に基づく「出荷の禁止」にかかる生産者への対応は主として県農水部局が行います。

3 「出荷の禁止」とは

(1) 「出荷」とは

「出荷」とは、生産者が販売のために、農協等の集荷団体に農林水産物を出すこと、または、農協や生産者が市場に農林水産物を販売のために出すことをいいます。



(2) 直売所における出荷と販売の考え方

市場を介さず、生産者が直接、直売所等へ農産物を持ち込み販売する形態が増えており、また、直売所等の運営形態もいくつかのケースがあります。このため、直売所等における出荷と販売の考え方を以下のとおり整理します。

「出荷」と「販売」の基本的な考え

生産者が、農林水産物の「販売」を直売所等に委託せず、直売所等で生産者自ら「販売」する場合には、生産者から直売所等までを「出荷」とせず「搬入」とします。

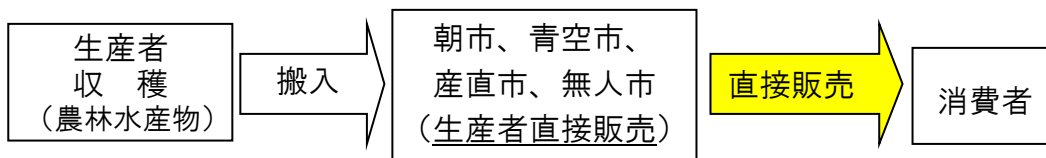
生産者が、農林水産物の「販売」を直売所等に委託し、直売所等が農林水産物を「販売」する場合、生産者から直売所等までの農産物の動きは「出荷」とみなします。

直売所等が生産者から農林水産物を買取る場合については、生産者から直売所等までの農林水産物の動きは「販売」になります。

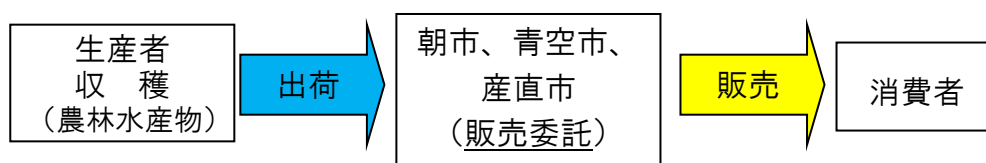
想定される事例

① 朝市、青空市、産直市において、農林水産物を販売している場合

- ・生産者が直接販売している場合



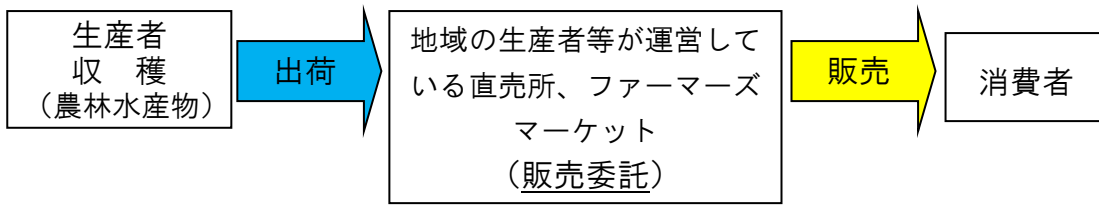
- ・生産者が直売所へ農林水産物を持ち込み、直売所に販売してもらっている(販売を委託している)場合



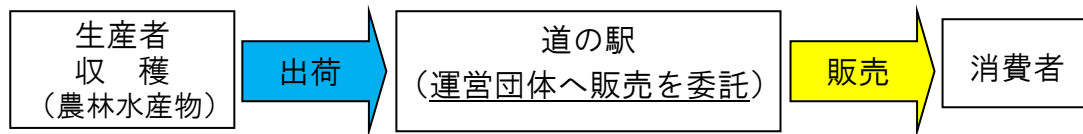
所有権は生産者
販売を委託

※この場合、直売所は市場と小売店を併せた機能を有していると解釈

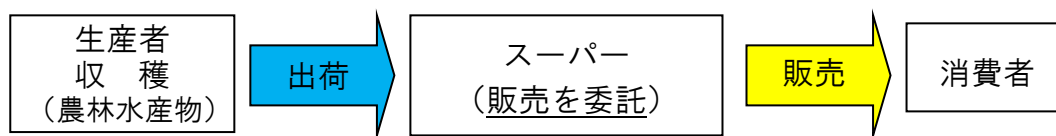
- ② 地域の生産者等が運営している直売所、ファーマーズマーケットにおいて、農林水産物を販売している場合（生産者が、運営団体へ販売を委託している）



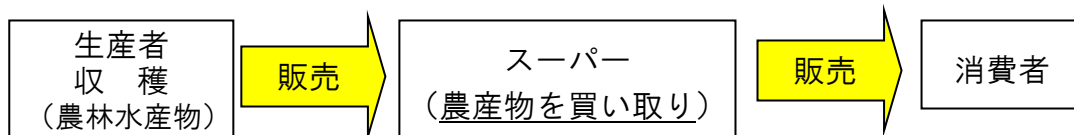
- ③ 道の駅で、地元の農林水産物を販売している場合（生産者が、道の駅の運営団体へ販売を委託している）



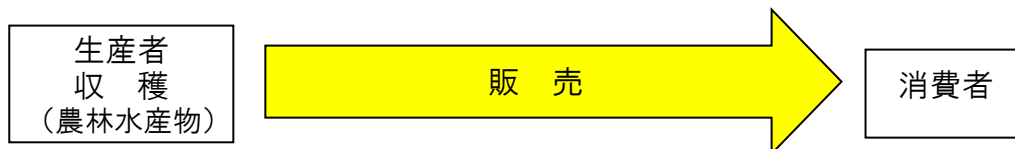
- ④ 生産者が、スーパーの一角を借りて農林水産物を販売している場合（生産者が、スーパーへ販売を委託している）



- ⑤ スーパーが生産者から農林水産物を買取り、直売コーナーにおいて販売している場合



- ⑥ 農林水産物の生産者が、インターネットを通じ、注文を受けて販売している場合



(3) 条例において出荷が禁止される農林水産物とは

条例第23条

「食品衛生法第13条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物」

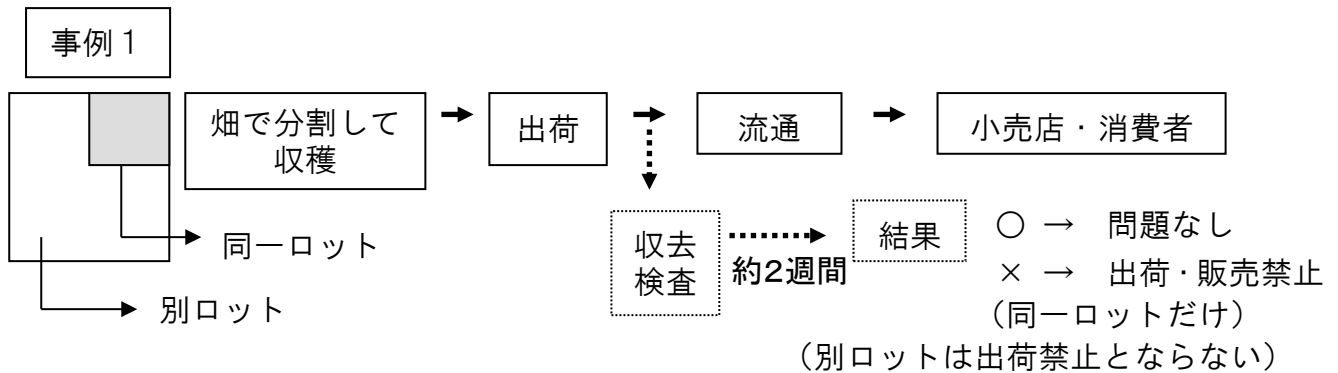


食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留するものをいいます。

厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量とは、以下のとおり。

- | |
|--|
| <p>(a) 食品成分に関わる規格（残留基準）が定められているものについては、その定められた基準</p> <p>(b) 食品成分に関わる規格（残留基準）が定められていないものにあつては、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が告示する一定量（0.01ppm）</p> |
|--|

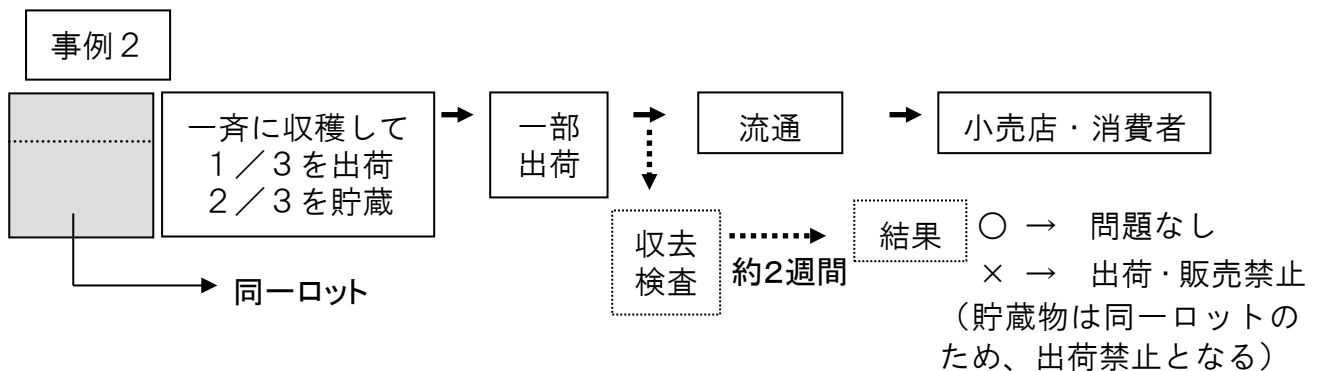
(4) 具体的事例



ハウレンソウを畑で分割して収穫・出荷しました。

出荷したハウレンソウが収去検査を受けた結果、残留農薬が基準違反だった場合、同一ロットのハウレンソウ（同じ日に同じ畑から収穫したものは同一ロットと考えられます。）は条例により出荷が禁止され、食品衛生法により販売が禁止されます。

また、残留農薬が基準違反となったハウレンソウについては、農薬使用基準違反等が疑われるため、農薬取締法に基づく立入検査が行われることとなります。



ジャガイモを一斉に収穫して、2/3 を貯蔵、1/3 を出荷しました。

出荷したジャガイモが収去検査を受けた結果、残留農薬が基準違反だった場合、同一ロットのジャガイモ（同じ日に同じ畑から収穫したものは同一ロットと考えられるため、出荷したジャガイモと貯蔵されているジャガイモは同一ロットとなります）は、条例により出荷が禁止され、食品衛生法により販売が禁止されます。

4 条例の対象となる「生産者」とは

「生産者」とは、食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、または採取する者及びこれらの者で構成される団体をいいます。（条例第2条第1項第5号）

なお、この条例は三重県条例であるため、生産場所及び生産の管理機能が三重県内にある生産者が対象となります。

5 立入調査等（条例第26条）

知事は、第23条の規定（出荷の禁止）の施行に必要な限度において、以下のことができます。

- ・生産者に対して報告を求める。
- ・事業所、事務所、事業に係る施設等への立入調査
- ・食品等、帳簿類その他の物件調査
- ・関係者への質問
- ・試験のため、物件の提出を求める。

なお、立入調査等を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者に提示します。

6 措置勧告（条例第27条）

(1) 措置勧告が行われる場合

知事は、生産者が次のいずれかに該当するときは、生産者に対し、必要な措置を勧告することができます。

- ・第23条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。
- ・第26条の規定による報告をしない、もしくは虚偽の報告をしたとき。
- ・第26条の規定による調査や物件の提出を拒否、妨害、忌避したとき。

(2) 釈明及び証拠の提出の機会の付与

知事は、措置勧告をしようとするときは、生産者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えます。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りではありません。

(3) 措置勧告の実施方法

勧告は、三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則（以下「規則」）に定める勧告書により行います。

（勧告書の記載事項）

- ① 勧告の原因となる事実
- ② 勧告の内容
- ③ 特記事項

(4) 措置勧告の公表（規則第9条）

知事は、措置勧告を行った場合、公報への登載その他知事が適当と認める方法によって、措置勧告を行った旨及び勧告内容を公表することができます。

（公表事項）

- ① 勧告を受けた者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- ② 勧告を受けた者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
- ③ 勧告の内容
- ④ 勧告するに至った原因となる事実
- ⑤ その他知事が必要と認める事項

7 出荷の禁止に関するQ & A

Q1 どのような場合に農林水産物が「出荷の禁止」となるのですか？

食品衛生法に基づく収去検査により、農林水産物が食品衛生法第13条第2項又は第3項に違反している（農薬が基準値を超えて残留しているなど）ことが判明した場合、違反した農林水産物と同一ロットの農林水産物は出荷禁止となります（食品衛生法により、販売も禁止されます。）。

Q2 どのような生産者が「出荷の禁止」の対象になるのですか？

「出荷の禁止」の対象となる生産者とは、農林水産物を生産し、または採取する者及びこれらの者で構成される団体で、かつ、生産場所及び生産の管理機能が三重県内にある者です。

Q3 「出荷してはならない」とは、具体的にどのようなことですか？

農林水産物が食品衛生法第13条第2項又は第3項に違反している（農薬が基準値を超えて残留しているなど）ことが判明した後は、違反した農林水産物と同一ロットの農林水産物を、集荷団体や市場に販売のために出すことが禁止されます（食品衛生法により、販売も禁止されます。）。

Q4 「出荷の禁止」に違反すると、罰則がありますか？

罰則はありませんが、条例第23条に違反して農林水産物を出荷したときは、知事は生産者に対し、必要な措置を勧告することができ、勧告をした旨及び勧告の内容を公表することができます。

Q5 「立入調査等」を受けるのは、どのような場合ですか？

「出荷の禁止」の実効性を担保する観点から、生産者が条例第23条の規定に違反して農林水産物を出荷したときなど、生産者の違反状態を確認する場合などに条例に基づく立入調査等を実施します。

また、条例第23条の規定に関する食品衛生法第13条第2項又は第3項の規定に違反した農林水産物は、農薬取締法等の違反が疑われることから、農薬取締法等に基づく立入検査等が県農水部局において実施されます。

Q6 「措置勧告」を受けるのは、どのような場合ですか？

条例第23条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき、第26条の規定による報告をしない、もしくは虚偽の報告をしたとき、第26条の規定による調査や物件の提出を拒否、妨害、忌避したとき、知事は、生産者に対し、必要な措置を勧告することができます。

Q7 「措置勧告」を受けた時は、どうすればよいですか？

勧告書に従って、記載された措置をできる限り早急に実施してください。

8 連絡先・問い合わせ先

【条例全般に関する問い合わせ先】

三重県農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班

電話 059-224-3154

FAX 059-223-1120

【出荷の禁止に関する問い合わせ先】

農薬

三重県農林水産部 農産園芸課 環境農業班

電話 059-224-2543

FAX 059-223-1120

畜産

三重県農林水産部 畜産課 家畜衛生班

電話 059-224-2544

FAX 059-223-1120

水産

三重県農林水産部 水産振興課 養殖振興班

電話 059-224-2584

FAX 059-224-2608

【食品衛生法に関する問い合わせ先】

三重県医療保健部 食品安全課 食品衛生班

電話 059-224-2343

FAX 059-224-2344

2009（平成21年）2月 三重県農水商工部・健康福祉部 作成

2017（平成29年）4月 三重県農林水産部 改訂

2020（令和2年）6月 三重県農林水産部 改訂